

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設 愛隣園）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

S16059(06-032)

06-112

14-002

③施設名等

名 称 :	愛隣園
種 別 :	児童養護施設
施設長氏名 :	迎田 浩二
定 員 :	46名
所 在 地 :	熊本県山鹿市津留1910番地1
T E L :	0968-43-2773
【施設の概要】	
開設年月日	1954/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）:	社会福祉法人 愛隣園
職員数 常勤職員 :	36名
職員数 非常勤職員 :	2名
専門職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記専門職員の人数 :	2名
専門職員の名称（イ）	個別対応職員
上記専門職員の人数 :	1名
専門職員の名称（ウ）	心理療法担当職員
上記専門職員の人数 :	1名
専門職員の名称（エ）	里親支援専門相談員
上記専門職員の人数 :	1名
専門職員の名称（オ）	看護師
上記専門職員の人数 :	1名
専門職員の名称（カ）	職業指導員
上記専門職員の人数 :	1名
施設設備の概要（ア）居室数 :	児童居室46室（全て個室）、職員居室20室
施設設備の概要（イ）設備等 :	本体施設6ホーム（定員8名）、地域小規模児童養護施設1ホーム（定員6名）、事務管理等、調理等、医務・静養室、職業指導室、自立訓練室
施設設備の概要（ウ） :	
施設設備の概要（エ） :	

④理念・基本方針

- ①児童憲章・児童福祉法に基づき「汝の隣人を愛すべし」という創設からの理念に従い、豊かな社会人に育成すべく児童を導く。
- ②豊かな社会にあっても多様な価値観の中に真理を見出せる自立心が体得できるように、人間としての生きる基本的な自立心とその方法が理解できるための自立援助サービスを目指す。

⑤施設の特徴的な取組

農村地に位置し、小規模の小中学校を徒歩距離の中に含み、また施設の定員も46名という比較的中小位に属する環境にあります。50年の近隣地域との交わりの歴史の中に別途事業・愛隣農園事業との環境的連携を保ちつつ、また法人内他施設（老人ホーム、身障者療護）の利用者間あるいは職員間の安定した交流パートナー関係を維持しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/12
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/12/4
受審回数	1回
前回の受審時期	平成 26 年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

* 子どもの意向や主体性を大切にした自由で伸び伸びとした生活の支援
各ハウスでの生活は、大まかな日課やルールを子どもと職員が話し合っ決めて、自由で開放的な暮らし方を基本としている。クラブ活動・習い事・塾・アルバイト等、本人の興味・希望に沿った活動が支援されている。部活動や習い事等の送迎にも柔軟に対応し、アルバイトの職種を限定することなくチャレンジ精神を応援し、子どもの意向・主体性を大切に支援している。

* 子どもが相談や意見を述べやすい環境整備

日常生活の中で、職員は「話しやすい雰囲気づくり」を大切に、声掛けやコミュニケーションを多くして信頼関係を育てている。施設長は、定期的に「ホーム会」を開催し、子どもの率直な意見を聴く機会を設け対応している。また、施設長は、園庭の掃除や樹木の剪定をしながら子どもの様子を把握し、声を掛けたり、受容的な姿勢で子どもたちの意向把握に努め、運営や改善に反映している。

* 子ども一人ひとりが安全、安心を感じる居場所の確保

基準より広めの個室が提供され、年少者の相部屋もパーティションで区切り子どもが一人で過ごせる空間が確保されている。それぞれの居室は、絵画や好きな言葉、キャラクターの写真等が飾られ、個性豊かな部屋で、安全・安心な居場所となっている。

◇改善が求められる点

* 人事基準の明確化

人員採用・配置・異動・昇格・昇進等に関して、人事基準が見られなかった。一定の人事基準に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等が評価できる基準の導入が望まれる。

* スーパービジョン体制の確立

職員が一人で問題を抱え込み、バーンアウトしたり、被措置児童虐待が起きないために、スーパーバイザーを配置し、定例的にスーパービジョンを行ない、いつでも相談できるスーパービジョン体制を確立することが必要と思われる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回に続き、大変細やかに施設の運営状況等を見ていただき、感謝いたしております。

この第三者評価事業は、県の指導監査と並び、施設運営について全職員が業務を見直す大変良い機会であると捉えております。

今後、評価をいただいた点、改善が求められた点を振り返り、多様な社会の求めに沿える様、また、一人一人の子どもの最善の利益追求のために、職員一丸となって役立てていきたいと考えております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】昭和25年開設時に初代園長の父が、聖書の基本理念“己の如く汝の隣を愛すべし”を本園の理念と定め、園の名前を「愛隣園」としている。指導方針を「隣人愛をモットーに、明るい豊かな文化生活を営ませ独立心をそこなうことなく各個人の個性を伸ばし、教養を高め正常な社会人となるよう育成指導する」としている。理念・指導方針は、園の養育・支援の基本的な考え方を示し、パンフレット・広報誌に記載して外部に発信している。また、職員や実習生が使用する「業務の手引き」にも記載し職員への周知に努めている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】母体法人は、社会福祉事業全体の動向把握に努め、制度を先行して、平成18年に大舎制から小舎制での運営へ舵を切っている。子ども5人から8人が5軒のハウスに暮らす児童養護施設本体と、定員が6名の地域小規模児童養護施設「彦岳ハウス」を運営し、小規模で家庭的な生活の支援に取り組んでいる。更に、平成25年には小規模住宅型児童養育事業ファミリーホーム「森の家」を開設し、男女混合6名の定員で家庭的な養育・支援を実施している。現在、本年8月に厚労省から発表された「新しい社会的養育ビジョン」を受け、将来の児童養護施設の在り方等について検討を始めている。ただ、地域で潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集や分析等、養育支援のコスト分析までは至っていないように見られた。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】子どもが卒園し就職しても短期間で離職してしまうケースがあり、施設長は、子どもに社会性が十分に身につけていないことが仕事を辞める要因の一つと考えている。そこで、今年度から職業指導員を配置し、入所中の子より早い時期から子どもの将来を見据え、安定した生活を送れる社会人となるように育成指導に取り組んでいる。施設長は、毎年4回、ハウス毎に全職員と子ども達が一堂に会し、施設長と話す機会を作って、自由な雰囲気の中で、意見や要望を聞き課題を把握することに努め、速やかな対応で課題解決に取り組んでいる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】平成29年度から34年度までの施設整備計画を策定し、地域小規模児童養護施設の2棟目開設や、老朽化した建物を解体し、ユニット型新児童棟への建て替え等が計画されている。ただ、施設整備に伴った中・長期の収支計画策定は見られなかった。中・長期計画の基となるビジョンを明確に示し、職員へ周知することで、職員も将来の在り方が理解しやすくなると思われた。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】中・長期計画は施設整備のみが計画されている。29年度事業計画-3「生活環境、施設整備関連」として、中・長期計画の内容を反映した施設整備の項目が記載されている。しかし、其々の施設整備の具体的な目標等は設定されておらず、実施状況の評価は出来ないように見られた。また、28年度事業報告は、其々の計画に対しての達成度の評価が十分ではないように思われた。単年度事業計画については、年度の終了時に実施状況についての評価を行うことが望まれる。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】 事業計画は「利用者サービス」「職員関連」「生活環境」等、管理部門で策定された計画と、「事務関連」「自立支援関連」「食生活部関連」「研修関連」等、各部の職員や委員会によって作られた計画からなり、事業計画は年度始めの会議で職員に説明されている。しかし、其々の計画に具体的な目標の設定が見当たらず、計画の進捗状況や達成状況等は測りにくいと思われた。予め定められた手順に基づいて評価・見直しが組織的に行われることを期待したい。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】 交流が可能な保護者には2カ月に1回、月間行事予定を郵送し、行事への参加を促している。しかし、親子関係の事情によっては連絡が出来ない保護者もあり、限られた保護者のみへの行事計画周知となっている。広報誌やホームページを活用し、事業計画等が公開されることが望まれる。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】 毎年、第三者評価基準に基づき全職員による自己評価を実施して、結果を事務局で集計されているが、評価結果の内容を分析し、改善に向けた取組に活用するまでは至っていないように見られた。今後は、自己評価の計画的実施、結果の分析、分析内容についての検討の仕組みを定め、組織的にPDCAサイクルに基づく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されることを期待したい。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【コメント】 前回の第三者評価で課題とされた標準的な実施方法の文書化について、「業務の手引き」が整備され、職員に配布されている。また、毎月のケア・ケース会議では自立支援計画等の見直しが実施されている。理念や指導方針等を広報誌や「事業の手引き」に明示したり、各委員会の活動が活発となっており、事業計画の策定過程等に改善の成果が見えている。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は、園の理念、養育・支援の方針や考え方を広報誌等に表明している。また、自らの役割と責任について、職務分掌に文書化し職員への周知を図っている。養育・支援の現場において、子どもが問題行動を起こした際の職員対応について「入所しなければならない理由を抱えた子ども達であることを十分に理解し、子どもには常に温かく接することの大切さ」を職員会議等で諭している。施設長の考えと責任の取り方については、多くの職員に浸透していることが職員の自己評価から読み取ることができた。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 施設長研修会、日本子ども虐待防止学会・全国児童養護施設長研修会等に参加し、法令等に関する理解に向けて取り組んでいる。29年7月に厚労省から発表された「新しい社会的養育ビジョン」について職員に資料を配布し職員会議で検討するなど、基本的な関連法令等について正しく把握・認識するための取組に努めている。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 施設長は、毎年4回、各ハウスの全職員と子ども達からの意見や要望を聞く機会を設けている。子ども達から「部屋が暗いからライトをつけて」「天窓がまぶしいから塞いでほしい」「ガスコンロはIHに変えて欲しい」「食堂のテーブルを新しく」等、自由な要望が出されており、一つ一つの意見に耳を傾け対応している。「意見箱」を設置し、子どもが自由に意見を出す場を作り、意見は職員会議で検討され、回答が出されている。施設長は自ら多くの研修・通信教育等で自己研鑽に励み、専門性の更なる向上に努めている。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 ケアワーカーの働き方は、各ハウスの状況に応じて12のシフトから選択でき、補助人材も確保して、1ハウス4人体制を目指した運営となっている。育休・産休後の職場復帰を推奨し、OBの雇用も実施して職員の負担に配慮した人員配置に努めている。今年度は連続リフレッシュ休暇の取得の実現に向けた取組が計画され、働きやすい環境で、業務の実効性を高めるため、職員会議等を通して意識の統一に努めている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 施設の小規模化に対応するためには、新卒や経験の浅い職員を経験あるスタッフが指導し、ある程度の経験を積む時間が必要であり、人員配置への苦労が見られた。人材確保のため実習生を積極的に受け入れ、将来の入職に繋がるよう努力している。また、OBの職場復帰、ハローワーク・社協等を利用して人材確保に努めているが、計画に基づいた人材確保の実施とまでは至っていないように窺えた。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】 採用は、筆記試験、作文、面接等を実施して決定されている。配置や異動に関して本人の要望も考慮されているが、その他の、昇給・昇進・昇格等に関する人事についての基準の文書化は見られなかった。一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する人事管理を導入し職員等に周知することが望まれる。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】 今年度4月から管理職以外の全職員の給与を一律2%アップし、週休2日制を継続実施している。1ホームを3人~4人で運営しており、ホーム職員は、当直日数も多く、有給休暇の取得も容易ではない現状のように見られた。施設長による個別面談での意向の把握や、退職した職員の再雇用、雇用延長、半日の有給休暇取得制度の導入等、多様な努力も見られるが、職種による不公平感を軽減するための更なる努力が必要と思われる。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】 毎年2回実施される施設長との個人面談の際に、研修希望を聞き取り、主任ケアワーカーや研修委員等を中心に研修計画が作成されている。本人が目指す資格取得は、費用・休暇取得等で支援している。職員全員の質の向上を目指して、GSP(コモンセンスペアレンティング)・CAP(児童虐待防止)・性教育等の研修を計画し積極的に取り組んでいる。今後は、職員一人ひとりの目標を具体的に設定し、中間面接等を通して適切に進捗状況を確認し、目標が達成できるように目標管理による適切な育成が行われることを期待したい。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】 指導方針の後半に「正常な社会人となるように育成指導する」としており、「期待する職員像」として「全職種を通し、児童がよき社会人となれる様、大人のモデルとなります」と表明している。「よき社会人のモデル」について、より具体的な在り方が示されることで、モデルとしての職員の意識の向上に繋がり、日々の行動規範・拠り所が明確になるかと思われた。		

	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
【コメント】 園長は、職員へ外部研修の情報提供を行い、希望する研修への参加を勧奨している。新任職員・職種別・テーマ別等の研修機会を確保し、研修を実施している。しかし、希望に沿える研修参加は、職種によって異なり、ホーム担当職員等はシフト制のため参加が容易ではないように思われた。職員一人ひとりが教育・研修の場に公平に参加できるような配慮も期待したい。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】 養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関して、積極的な取組を行っている。職務分担表に実習生受入れ担当者を定め、実習受入れマニュアルを整備している。オリエンテーションでは実習日程・実習用資料・誓約書・実習上の留意点・人権チェックリスト・業務の手引き等を準備し、子どもの生活に配慮しながら効果的な実習での専門職の育成が行われている。また、更に効果的な実習とするために計画や、プログラムの見直しも行われている。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 広報誌「愛隣の風」を2016年から年に2回発行し、園の基本理念について説明したり、施設長の考えや思い・園内の活動・子どもたちの暮らしぶり等を紹介し、情報公開に取り組んでいる。平成26年度に第三者評価を受審しており、評価結果は熊本県と全国社会福祉協議会のホームページで公表されている。しかし、園独自のホームページはまだ作成されておらず、法人全体の課題として検討されている。事業計画や事業報告、予算・決算等の情報を公開する方法を検討することを期待したい。		
	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】 法人で定められた経理規程等に沿って業務が実施されていることを、同法人下の障がい者支援施設副館長によって毎年内部経理監査が実施されており、監査報告書も保管されている。ただ、平成13年度から28年度まで継続して同じ職員による内部監査が実施されている。監査報告書は、「適性・良好」との表現で、具体的なコメントは見られなかった。内部監査体制の機能を確立するためには、現内部監査体制の評価・見直しも期待したい。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】 平成29年度事業計画書に「地域活動等への積極参加」を明示し、地域との交流に取り組んでいる。施設長は「子ども達と、地域の皆様と、共に生きる施設」を目指しており、地域の祭りや様々な行事へ参加したり、「岩野川を守る会」では、河川の美化作業やいかだ下りに子どもと職員と一緒に参加している。また、職員は水路の清掃や、神社参道の整備等にボランティアとして参加し、地域との交流を積極的に行っている。子どもたちは、系列の高齢者施設を訪問して交流し、入所者からも喜ばれている。緑豊かな自然に恵まれた園には、下校時などに近隣の子どもたちが遊びに来ており、地域の子どもの交流も行われている。		
	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 パンフレットに、ボランティアや、実習希望の受付担当者名を記載して、受入れ姿勢を示している。元中学校長や現大学生による子どもへの学習支援や、住民による子どもの部活動への送迎支援、ボランティア里親の支援や、企業による県外の工場見学等、子どもの社会体験を広げるボランティア活動が行われている。ボランティアの受入れに際しては、受付や事前説明の担当者は決められているが、受入れに際しての手順等を明文化したものが確認できなかった。作成することが望まれる。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】 関係機関・団体との連携に関しては、山鹿市虐待防止ネットワークの一員として児童虐待防止に関する支援や児童相談所との密接な連携に努め、施設の現状や子どもの養育・支援状況について情報の共有化を図り、子どもの支援に努めている。施設長は小学校の運営委員や中学校統廃合の準備委員を務め、職員はPTA会長や消防団員として教育関係機関等との連携や情報の共有を行っている。看護師の配置に伴い、医療機関との連絡をより密接にして、緊急時の対応等を含め、連携が図られている。また、里親支援相談員を中心に関係機関と連携し、里親制度の説明会を開催して里親開拓に努めている。里親への定期的な訪問やレスパイトケア、里親サロンを実施するなどして、里親支援を活発に行なっている。行政、児童相談所、病院、警察署、消防署、学校、ボランティア団体等の関係機関とは、主に業務用携帯電話で連絡が取られているようであるが、必要に応じて全ての職員が活用できるように連絡先を明示したリストを作成し、共有化を図ることが期待される。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】 29年度事業計画に「社会・地域貢献関連」として「子育て支援機関としての広報、相談受入れ充実」と明示している。地域住民から不登校等に関する相談や、入所の相談等に関しては施設長等が対応し、必要に応じて児童相談所や行政の福祉窓口に取り次いでいる。地域の高校から生徒の生活等に関する相談を受け、対処方法の助言等を行うこともある。熊本地震に際しては、同じ法人所属の近隣の障害者施設が福祉避難所となっており、届いた支援物資を施設長や職員が協力して被災地に運び、被災者への支援活動を行った。また、里親支援相談員も里親の安否確認に向き、里親の援助活動に努めた。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】 小中学校とは、年に3回連絡会を開催している。法人の評議員である民生委員・児童委員からの情報や、県外からの民生委員や保護司等の視察を受入れる等して、児童福祉に関する情報交換を行っている。また、建設業、造園業、塗装業、保育園、消防団等をメンバーに組成された「愛隣園応援団」と協力し、地域の福祉ニーズ等の把握に積極的に取り組んでいる。施設長は地域の公民館で開催される住民の会合で、施設の現状説明するとともに、民生委員等から情報を得ている。また、小学校から要請を受け、児童養護の現状について教師に説明したり、家庭における育児問題等への対処方法の助言等を行なっている。今後、把握した情報をもとに施設独自の公益的な事業活動が積極的に行われることが期待される。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 管理規程で「入所児童の人格尊重、虐待の防止等」を明示し、子どもを尊重する姿勢を大切にすることを明らかにしている。子どもを尊重した養育・支援と共に子ども同士の暴力・暴言の防止に向け、「暴力・暴言ゼロ運動」を展開している。事務所や各ハウスにポスターを掲示して意識づけを行い、暴力・暴言の撲滅に取り組んでいる。毎月の職員会議で施設長は親・家族に代わって、子どもの生きた証を残す養育・支援を行うことや「暴力・暴言が起きていないか」等、各ホームに確認し、人権擁護について周知徹底を図っている。また、人権擁護チェックリストに基づく職員による自己チェックを行い、職員自ら振り返りを行ない人権意識の向上に努めている。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】 「子ども安全マニュアル」で職員による子どもへの暴力の禁止を明記するとともに、平成29年度事業計画では施設内虐待防止活動の推進を掲げ、朝礼や職員会議で周知徹底を図り、子どもの権利につながる養育・支援の実践に取り組んでいる。子どものプライバシーの保護に関しては、建物の構造上、全室を個室で確保することは困難であるが、パーテーションや、カーテンで区切り、個室化してコーナーを作り低年齢児が利用するなど、年齢に応じた部屋割り工夫等、プライバシーへの配慮が見られた。また、職員が居室へ立ち入りする際のルールは、事前に説明し、子ども同意を得て行っている。今後は、入浴、排泄等、生活場面におけるプライバシーの保護に関するマニュアルも整備されることが望まれる。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】施設の概要や理念、日常のルールや支援内容等を紹介した職員手作りのパンフレットを児童相談所に配置し、子どもや保護者へ事前の情報提供を行っている。また、年2回発行する広報誌「愛隣の風」ではカラフルな写真を活用してレクレーションやクリスマス会等、園内外における子どもたちの活動状況が紹介されており、保護者等へも情報が提供されている。今後は施設における養育・支援の内容が分かりやすく説明されたホームページの作成も期待したい。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】入所に際してはパンフレットに沿って、施設の概要や日常生活におけるルール、養育・支援の内容を紹介している。説明は子どもの自己決定権に配慮し、分かりやすく丁寧な説明を心がけ、同意を得ている。子どもの入所に際しては、事前に子どもの好きな色やキャラクターの情報を入手し、入所当日にウエルカムプレゼントを準備して緊張を和らげるとともに、必要に応じ近くの温泉に行って裸の交流を行う等、子どもの不安軽減に努めている。入所に当たって使用するパンフレットは、子どもの年齢や発達に合わせて、分かりやすいイラストや文字を大きくするなどして、小さい子どもにも理解できるように工夫すると更によいと思われた。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】家庭への移行に際しては、子どもの意思を尊重し、家族の意向も踏まえて児童相談所と十分連携して進めている。家庭復帰後も家庭支援専門相談員等が連絡や家庭訪問を行い、養育・支援の継続性に配慮した対応が行われている。他施設への措置変更に関しては移行先と事前に会議を開催するなど、十分連携して子どもの心身の状況や生活の記録等、必要な情報と書類を引継ぎ、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。乳児院から入所する子どもの場合は、入所前から施設へ訪問する機会を多く作り、子どもの気持ちに寄り添った細やかな対応が行われている。退所した後もいつでも相談に来るように子どもたちに伝えており、誕生日にはバースデーカードを送る等している。措置変更に当たっての手順を文書化することが望まれる。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】「意見箱」をハウスのリビング等、見やすいところに設置し、子どもから意見や要望が出しやすいように配慮している。意見や要望は、毎月の職員会議で情報の共有を図るとともに、必要に応じ玄関の掲示板に回答文を掲出している。また、意見や要望は年3回開催の第三者委員会で報告している。施設長と統括主任は年に4回、各ホームの子どもと職員合同の「ホーム会」に参加し、子どもの意見や要望を把握して必要な対応を行い、子どもの満足の向上に努めている。また、栄養士が中心となって食事に関する希望や嗜好の調査も行い、メニューに反映させて子どもたちのリクエストに応えている。		
(4) 子どもが意見を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】苦情解決責任者を施設長、苦情受付担当者を主任指導員と事務長と定め、第三者委員2名を配置し、苦情の受付から解決までの体制を整え、円滑な解決の促進や信頼性の確保に向け取組んでいる。パンフレットに「施設の運営に関するご意見をお気軽にお問い合わせ、お申し出ください」と記載し、苦情受付対応体制を示している。しかし、苦情対応に関する記録は確認できなかった。様式を定め「受付簿」等に記録し、受付から解決までの記録を適切に保管することが望まれる。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】職員は、日常生活の中で「話しやすい雰囲気づくり」に心掛け、子どもとの円滑なコミュニケーションに努めている。ホームでは家庭的な雰囲気の中、子どもが職員に気軽に声をかけ、軽く体に触れるなど、信頼関係を大切に、意見を述べやすい環境を整備していることが訪問当日の様子から伺えた。施設長は園庭の溝の掃除や、樹木の剪定をしながら、子どもの様子や態度、行動に気を配り、気さくに声をかけるなどして子どもとふれあい、子どもに近い存在として、相談や意見が言いやすい関係づくりに努めている。施設長室に直接に相談に来る子供もおり、施設長のオープンで受容的な姿勢が子どもたちに受け入れられている。		

	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】子どもからの相談や意見はホームの担当職員が対応し、内容に応じてハウスマネージャー、主任指導員、統括主任、施設長に報告し、速やかに対応する体制が構築されている。施設長は子どもからの意見や要望に対し、速やかに対処することを基本姿勢としている。しかし、意見箱の意見の収集が1か月に一度のため、対応にタイムラグが生じるので、遅滞のない対応の工夫が期待される。相談や意見を受けた際の上司への報告手順や、対応方法を示したマニュアルを整備することが望まれる。		
(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】「子ども安全マニュアル」を整備し、外出時や施設内における事故防止のためのチェックポイント等、事故防止安全対策等を明示している。「ヒヤリハット・ボディタッチ報告書」には、ヒヤリハット場面や原因、職員の対応等が詳細に記録され、朝礼等で職員間の情報共有を図り、事故の未然防止に努めている。発生した事故については、原因や状況等を事故記録簿に記録し、職員会議等で情報共有し再発防止に取り組んでいる。敷地内における車両の走行速度を制限する看板を設置して来園者等に注意を喚起し、子どもの安全確保に努めている。外部からの侵入防止対策として、ハウス玄関の施錠時間の設定とインターホーンによる安全確認を徹底し、安全性の確保に努めている。子どもの安心安全を脅かすヒヤリハット場面の事例の収集を増やして共有し、一層の事故防止に繋げることが期待される。		
	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】日頃からうがいや手洗いを励行し、ハウス内の目につきやすい場所に「食中毒予防早見表」を掲示して職員や子どもに注意を喚起して予防に努めている。インフルエンザの流行時期は、予防接種と共に予防と発生対応について、職員会議で周知徹底に努めている。インフルエンザが発生した場合は、感染者を一時隔離する部屋が確保されており、感染拡大防止のための措置を講じている。今年から配置された看護師が、専門的な立場から予防策等を講じ、子どもや職員の健康管理に対応し、食中毒防止に向け「給食危機管理対応マニュアル」を作成して、関係職員に周知している。なお、感染症対応マニュアルを作成し、職員へ周知徹底し、対応策を共有することも必要かと思われた。		
	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a
【コメント】火災等を想定した避難訓練を毎月行い、年2回は消防署の協力を得て消火活動を含めた総合防災訓練を実施し、子どもの安全確保に努めている。施設設備の安全点検は毎月実施し、安全性の確保や機能の保持を図り、緊急時の連絡網を整備し、職員の役割分担や避難経路を共有して火災などの災害に備えている。元消防署員や看護師による緊急時におけるAEDの使用、救急時蘇生法の訓練を実施して子どもの安全確保に努めている。災害時に備え、日用品や水・食料等を備蓄して、職員間で情報を共有し、備蓄リストを作成している。災害時避難用テントを用意し、非常時に備えている。		

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】「業務の手引き」を作成し、子どもの日常生活におけるスケジュールや養育・支援の留意事項等、職員の業務遂行上、必要な基本的事項を示し、支援の標準化を図っている。しかし、プライバシー保護・感染症対応等、生活場面等における標準化された手順の文書が確認できなかった。なお、ボランティアの受入れ、相談や意見の対応方法等についても実施方法を文書化し、職員の共通理解・共通対応を図ることが望まれる。		

	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 子どもへの養育・支援の留意事項や職員の業務遂行上、必要な事項を示し「業務の手引き」を必要に応じて見直すこととしている。見直しに当たっては、子どもの自主性を尊重し、潜在能力を伸ばすために日常生活における標準化した支援場を増やすなど、広く職員の声を聞き、検討されることを期待したい。標準的実施方法については、検証・見直しの方法や仕組み作りが望まれる。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】 子どもの心身の状況、生活の状況等の情報を十分把握し、子どもの意向やニーズ、家族構成や状況、子どもの特性、発達過程、学力等、様々な視点から支援内容や方針を検討している。アセスメントに基づき支援上の課題や支援目標、支援内容・方法を自立支援計画に反映させ、個別に養護・支援活動に努めている。しかし、自己評価の中にはアセスメント結果が自立支援計画に十分反映されていない部分もあるとの声も聞かれ、職種毎のアセスメント結果を十分協議してより子どものニーズに沿った自立支援計画になることを期待したい。施設では現在、養育・支援の一層の充実に向け、自立支援計画書の様式改正に取り組んでいる。		
	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】 毎月開催されるケア・ケース会議において、子どもの心身や生活状況等を基に支援の内容や計画の進捗状況等について評価・見直しの検討を行い、家庭状況等、変化があった場合は必要に応じて自立支援計画を修正している。しかし、自己評価では見直しに関する手順等が十分理解されていない面も伺われるので、手順等組織的な仕組みを定めて職員間の情報共有が望まれる。なお、ケア・ケース会議には施設長はじめ心理療法担当職員、看護師など全職員参加のもとで実施されており、自立支援計画の評価・見直しが組織的に行われていることが伺える。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】 支援計画に基づく養育・支援の実施状況について、業務日誌やケア・ケース記録に個人別、時系列に毎日の生活状況、行動が詳細に記録され、ハウス毎に保管されている。記録の内容はパソコンで管理され、ネットワークシステムで職員は必要な記録をいつでも確認することが出来る。パソコン活用のスキルアップ研修を行うとともに、記録の内容や書き方について主任指導員や施設長から個別に指導が行われている。しかし、職員自身から記録の仕方について学びたいとの声も聞かれており、適切な研修の実施による記録の質の確保を期待したい。		
	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】 「子どものプライバシーに関する規定」に個人情報管理者を施設長とし、個人情報の記録・保管・廃棄・情報の開示等が明示されている。ケース記録の管理等、個人情報の取扱いについて施設長等から朝礼や職員会議等で職員に繰り返し指導が行われている。子どもの成長記録等、紙媒体が事務室に隣接する部屋で施錠保管されているが、職員不在時の際、保管管理に工夫が必要と思われる。LANシステムによる情報の共有体制が整備されているが、アクセス制限やUSBメモリーなど電子媒体の取扱いについてを規程に追加し、情報の漏えい防止に努めることが望まれる。		

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
【コメント】 理念である「己の如く汝の隣を愛すべし」に基づき、その具体化に日々努めることを基本方針とし、新人研修・職員会議等において共通理解を図り、子どもの最善の利益を目指して養育・支援に取り組んでいる。「子どものケア・ケース会議」を毎月実施し、一人ひとりの子どもの養育・支援について常に検討を行っている。また、年3回外部講師を招き、困難なケースの対応についてケース検討会を実施しアドバイスを受けている。更に、年2回の嘱託医による講演等、勉強の機会を設け、職員の共通理解を図り日々の養育・支援に活かしている。	
② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
【コメント】 昨年度より「生い立ちの整理」の取組を強化している。子どもが自分の生い立ちについて知りたいと望んだ時には、児童相談所と相談しながら、伝える内容やタイミングなど慎重に検討して情報の提供を行っている。情報提供後は、細やかな日常の観察に努め、心理面接でフォローし、個別対応を行っている。なお、子どもが自分の生い立ちを知ることは、自己形成の観点からも重要であり、子どもからの要望がない場合においても、個別の事情や発達段階に応じて、いつ何をどこまで伝えるか等、慎重に検討して適切に伝えることも必要かと思われる。	
(2) 権利についての説明	
① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 「権利ノート」は入所時に児童相談所から子どもに配布され、施設での生活における子どもの権利について説明されている。子どもが外部講師によるCAP（児童虐待防止）プログラムのワークショップに参加し、年齢に応じた紙芝居や寸劇を見ながら、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたり、他人を傷つけたりしてはならないこと等を学ぶ機会が整備されている。職員を対象としたワークショップも実施され、子どもの権利についての学習を深めている。	
(3) 他者の尊重	
① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】 6つのハウスからなる小舎制で、各ハウスでは5～8人の異年齢の子どもたちが職員と共に生活しており、年下の子どもを思いやり、お互いに助けあい協力し合う気持ちが育つよう支援している。特に今年度は、「社会性を持たせ、社会で適応できる子ども」を育てることを方針としており、アルバイトやボランティア活動等を奨励したり、職業指導員を配置して職業体験の機会等をより多く設定している。施設外の多くの人と触れ合い、様々な体験を積むことによって、他者への心遣いや他者の立場に配慮し共生できる人間性が育まれるよう、支援している。	
(4) 被措置児童等虐待対応	
① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 「管理規程」に「入所児童の人権尊重・虐待の防止等」が明記されている。また、「子ども安全マニュアル」を作成して、対応等について記載するとともに「暴力・暴言ゼロ運動」のポスターを作成し、事務所や各ハウスに掲示している。体罰等の防止について、職員会議においても度々議題にし、常に意識するよう周知徹底を図っている。また、体罰を用いない養育支援のために、CSP（コンセンスペアレンティング）のトレーナーの資格保持者の職員が、全職員を対象にCSPの研修を年間通して小グループで実施しており、体罰が発生しない環境づくりに努めている。	
② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 暴力では無くてもボディタッチによる不適切と思われる事例が発生したケースの改善策を検討する中で、ヒヤリハットの様式を「ヒヤリハット・ボディタッチ報告書」と変更し、細かいことも記録して必ず施設長に速やかに報告し、職員会議で再発防止について話し合いを行うよう取り組んでいる。また、子どもがCAP（児童虐待防止）プログラムに参加することで、自分自身を守るための知識や方法について学ぶ機会を設けている。	

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】 被措置児童等虐待の届出・通告に関する手順は、研修会等で職員へ周知している。また、子供には言いたいことを訴えるために各ハウスに設置された意見箱の活用等についても説明したり、年4回の「ホーム会」で施設長に自由に意見を言える機会も設けられている。ただ、職員の自己評価からは、届出・通告に関しての手順は十分に浸透していないように窺えた。	
① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 開設時に定められた基本理念は、「己の如く汝の隣を愛すべし」（マタイ伝22章39節）とキリスト教を礎としているが、日々の運営ではキリスト教の宗教的な行事等は行われておらず、思想・信教等の自由が保障されている。保護者の思想・信教によって子どもの権利が損なわれるような実態もみられていない。職員採用時も宗教は自由とされている。	
(6) こどもの意向や主体性への配慮	
① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】 入所前に、予め子どもの好きな色や、足のサイズなどの情報を得てウェルカムプレゼントを準備している。部屋にはぬいぐるみを置いたり、可愛いベッドカバーを用意して温かな雰囲気、不安を和らげることに配慮し迎え入れている。また、担当職員と近くの温泉に行ったり、食事に行くなどして、会話しながら信頼関係をつくり、少しでも不安解消につながるように努めている。入所に当たっての手順を定め、チェックリストで確認し、手続き等に漏れがないよう対応されている。施設側は、入所前の施設見学や、子どもとの面談を積極的に行いたい意向と見られるが、現状ではあまり行われていないように窺えた。なお、入所後1ヶ月位は、子どもの様子を特に注意して見守り、施設長に報告することとなっている。	
② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 各ホームにおいて、生活のおおまかな日課やルールなど、子どもと職員が一緒に考え実施している。年齢は様々であり、家庭のように、おおまかな目標としての日課となっており、基本的な生活に合わせて自由な環境が作られている。また、年4回行われている「ホーム会」は、生活全般についての意見・要望等を施設長を含めて共に話し合う機会であり、子どもの意向を尊重して共に生活改善に向けて取り組む姿勢が窺えた。	
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】 子どもは基本的に自由に暮らしており、クラブ活動・習い事・塾・アルバイトなど、希望に応じて参加している。また、「岩野川を守る会」の清掃等の地域活動は、基本的に園全体として積極的に取り組んでいる。ハウスごとのレクリエーションはそれぞれに話し合っ決め、園全体のレクリエーションは、子どもの意見を参考にしてマネージャー会議・職員会議を経て決定している。テレビ・ビデオ・図書・新聞・漫画・ゲーム等も、それぞれにルールを決めた上で自由に使用するなど、子どもの意見を尊重しながら大人が助言・支援していく生活となっている。	
② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
【コメント】 それぞれの通帳は事務所で保管し、子どもたちは小遣い帳をつけて、無駄遣いをせず将来に向けての貯金を指導し支援している。また、児童手当は全額貯金し、将来の自立に備えている。高校生がアパートで一人暮らしを経験し、一定の生活費の中で家事・炊事・買い物等一切の生活を自分で行うプログラムも実施しているが、まだ一部の子どものみに限られている。自立を控えた子どもなどへの支援について、今後の展開を期待したい。	

(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】 家庭復帰に当たっては、FSW（家庭支援専門相談員）を中心に、児童相談所と連携を密に情報交換を行いながら、家庭訪問や子どもと親との交流プログラムなどを検討し、経過を見ながら実施している。また、復帰後も児童相談所や市町村と連携して状況把握に努めている。		
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】 中学校卒業後の目標と一人ひとりの状況に合わせ、就労支援や、大学進学後の措置延長等を積極的に活用して、できる限り公平な社会へのスタートが切れるよう支援している。今年度から職業指導員を配置しており、職場の開拓や、就職後、職場に慣れるまでのフォローなど、これまで以上に積極的に取り組みを始めている。現在、他県の国立大学に進学している子どももあり、定期的に会いに行ったり、電話をしたり、お米を送るなど継続した支援が行われている。		
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーディングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
【コメント】 FSWを中心に、児童相談所等関係機関との連絡調整・退所後の生活に当たって必要な手続きや、住居の確保・家具やスーツの買い物など、新生活の準備への支援を行っている。退所後のフォローはFSWが担当し、おおむね1年間は電話したり面会に行くなどの取組を行ない、職業指導員もバースデーカードを送って安否確認を行うなど、アフターケアに努めている。職員が退所後の身元引受人となっているケースでは、就労先や少年院等におけるトラブル発生時の連絡等にも対応している。なお、退所後の状況把握とともに退所者が気軽に相談できる機会を設けるなどの取組も期待したい。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 こども一人ひとりの背景を把握し、子どもの言葉に耳を傾け、信頼関係の構築に努め、子どもに寄り添い理解することを心掛けている。職員は子どもの言動の背景について心理療法担当職員に助言を求め、共に考えて働きかけるなどの対応を行っている。園長は、朝礼で気になる情報があれば、その日の内に子どもと面談するなど、子どもの気持ちをしっかり受け止めようと努めている。また、子ども自ら心理療法担当職員や看護師に話を聞いてもらう姿も見られた。		
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 異年齢の子ども5～8人が生活する小舎制であり、職員が身近で子どもと生活を共にし、出来る限り一人ひとりの子どもの声に耳を傾け、自分にかまって欲しいという思いを満たす努力が行われている。小さな子には安心して眠れるよう添い寝をしたり、時には映画や買い物等個別外出の機会を持つなど、柔軟な対応が行われている。高齢児の日課は、自由に参加している部活動や塾などで帰園時間が遅くなることもあり、状況に応じて柔軟に対応している。		
③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】 職員の自己評価によると、子どものチャレンジを応援したい気持ちがあるものの、つまづきや失敗を恐れてついつい制止してしまうことや、先回りして職員が手を出してしまうことなど、過保護的な対応をしてしまうとの声が数件見られた。子どもが適度な失敗を体験しながら克服して成長していくことの重要性について、職員全体で再認識することも大切と思われた。		
④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
【コメント】 クラブ活動や習い事・塾等へは希望によって自由に参加することができる。また、定期的に算数を教えてもらえるボランティアの支援も活用している。就学前の子どもは幼稚園に就園させている。しかし、子どもの好きなものや打ち込めるものを見つけて支援していく取り組みは十分ではないように思われた。様々な機会の提供ができるよう、更にボランティアの活用や地域の社会資源の開拓等も必要かと思われた。		

⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】 アルバイトの推奨や職場見学・体験等の機会の提供、地域行事への参加の他、警察の協力を得て交通教室を行うなど、社会的ルールを学ぶ機会を多く取り入れている。基本的な生活習慣の学びは、各ホームごとにルールを作って行っており、壁に約束事をわかりやすく掲示するなどの工夫も見られた。しかし、訪問調査日は洗濯物の片づけ方など、日常生活の習慣等がホーム毎に差があるように窺えた。施設全体での基本的なルールを作ったり、秩序ある生活習慣を確立するためのアドバイス等も必要かと思われた。	
(2) 食生活	
① A21 食事は、団らんの中でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】 各ホームの食堂は清潔で明るい雰囲気であり、会話しながら楽しく落ち着いて食事ができるように配慮されている。特に高齢児は帰宅時間がバラバラだが、遅くなった子どもには再度料理を温めて提供するなど、できるだけおいしく食べられるよう心掛けている。ホームレクリエーション時の外食や、ラーメン流し・パーベキューなど、楽しく工夫された食事の機会も多様に設けられている。	
② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】 栄養士は年2回嗜好調査を行う他、日常的に子どもたちとコミュニケーションを取り食べたい物などを聞き取ったり、残食調査を行って献立に反映させている。また、毎月各ホームごとに「食生活会議」を行っており、各ホームにおける課題や要望等について検討が行われている。アレルギーの子には代替食を準備し、病気の子にはおかゆやうどん、プリン・ゼリー等食べやすい食品を提供するなど、健康状態に配慮した食事の提供に努力が見られた。	
③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
【コメント】 お正月のお節料理・雑煮、節分の恵方巻き、桃の節句のちらし寿司、端午の節句の柏餅・ちまき、お盆の精進料理、十五夜の月見団子など、年間を通して季節に応じた料理・伝統行事等の料理を提供し、自然に食文化を学ぶ機会となっている。高校3年生の春から年数回、1人あたり500円の予算で、8人分の献立づくりから買い物・調理を行う「調理実習」がある他、ハウスでのお手伝いやお菓子作りの機会もあるが、通常は厨房で全体の食事を賄っており、食材等の物価や選び方、基本的な料理の作り方など、学ぶ機会は多くないと思われた。また、食事に関するマナーや偏食の指導等は基本的にハウスでの対応となっているが、各勤務帯に職員が1名の状況では十分な対応までは到っていないように見られた。	
(3) 衣生活	
① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
【コメント】 衣類・靴等は購入費により賄われており、使えなくなる前に買い替えられている。職員が子どもと一緒に掛け子子どもが好きな衣類を購入したり、高齢児は自分でおしゃれな衣服や小物などを買ってくることもある。また、帰省時に親から買ってもらったり、送られてくることもあり、季節やTPOにあわせた身だしなみができるよう配慮されている。衣替えは炬燵や絨毯等の出し入れも含め、年4回行っており、季節に応じた衣類の整理・保管等の支援が行われている。洗濯・アイロンがけ・ボタンつけ等は、ホーム毎に異なり、高齢児は基本的に自分で行うホームがある反面、全てを職員が行っているホームも見られた。自立支援の観点からは、これらのやり方を学ぶと共に自分で行う習慣を徐々に身につけていくことも大切と思われた。	
(4) 住生活	
① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】 緑豊かな自然に恵まれた広い敷地内に建つ五つのハウスは、整備された散歩道で、事務所や調理室とつながっている。リビングは清掃が行き届き、玄関には金魚の水槽、鈴虫の飼育箱、観葉植物、マスコット等が飾られ、家庭的な雰囲気となっている。リビングでくつろぐ子どもの様子から温かみのある支援が行われていることが伺われた。居室は、絵画や好きな言葉、キャラクターの写真等が飾られ、個性豊かな部屋の雰囲気になっている。リビング等の共有分は、年齢に応じた役割分担で、職員と子どもが清掃することになっている。樹木や草花で囲まれた園庭は、職員や一部の子どもの草刈りや剪定が行われているが、「環境の日」を設定し、職員と子どもが合同で清掃活動等も予定されている。建物が老朽化したこともあり、定期的に安全点検を行い、破損箇所等は速やかに修繕して快適な生活が出来るよう努めている。なお、中・長期計画で老朽化した建物の建て替えが計画されている。	

② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】 5つのハウスと、その敷地から徒歩数分の場所に定員6名で男女混合が生活する地域小規模児童養護施設を運営しており、家庭的な養育支援が図られている。国の基準を超える広さの個室が提供されている。相部屋はパーテーションで区切るなど工夫し、子どもが一人で過ごせる個人の空間が確保されている。居室はベッドやタンス、机や椅子の配置が部屋ごとに異なっており、清潔感のあるベッドカバーや壁にはキャラクター類のポスター、絵画、色紙等が飾られ一人ひとりの居場所が確保されている。年少児の部屋は職員の部屋に近く、職員が添い寝することもあり、子どもに安心感を与える場所となるようにしている。	
(5) 健康と安全	
① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 日常生活では手洗いやうがい、衣類のタンスへの整理保管など、子どもの年齢に応じて職員から助言や声かけが行われている。低年齢児には職員と一緒に風呂に入り体の洗い方等を教えたり、入浴が習慣化していなかった子どもや見守りが必要な子どもには、入浴介助の支援を行っている。庭には、布団や洗濯物が整然と干され、靴箱の履物も綺麗に整頓されており、清潔を保つ支援が行われている。また、警察の協力を得て「自転車教室」を開催し、交通安全対策等について講習を行い、事故から身を守る対策が講じられ、夜尿症のある子どもには看護師が受診に付き添い、子どもの自尊心等に配慮した対応を行っている。	
② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 年2回、学校と嘱託医による健康診断が行われ子どもの健康状態が把握されている。夜尿症やアレルギーなど健康上配慮を必要とする子どもについては、受診に看護師が付き添い、かかりつけ医と連携して日ごろから子どもの健康管理を行っている。毎月のケア・ケース会議では施設長が子ども一人ひとりの疾病や治療状況等、健康状態を確認し、必要に応じて受診等の措置が講じられ、健康上の対応が適切に行われている。看護師の配置に伴い日ごろから医療機関と連絡を密接にしており、急な子どもの発熱等に際しては、病院への受診が適切に行われている。	
(6) 性に関する教育	
① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】 性教育委員会が中心となって「性教育年間プログラム」を作成し、定期的に性教育の研修を行い、職員や子どもの性に関する知識の向上に取り組んでいる。中高生と職員を対象に、外部講師によって研修が行われ、男女の体の違いや、他者との距離感など、正しい知識を得る機会を設けている。また、発達段階に応じた内容の絵本を低年齢児に読み聞かせるなど、工夫を凝らした教育を行っている。性教育の研修を受けた子どもの中には性知識の理解不足により、これまで公の場で性的発言をしていたことを反省する子どものケースもあり、研修の効果が見られている。年内に病院の助産師を招き、性に関する研修会を予定しており、性教育に積極的に取り組んでいる。	
(7) 自己領域の確保	
① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】 入所時に生活に必要な制服・靴・バッグ・スリッパ・箸やコップ等は、担当職員と一緒に購入し、他児との共有が無いことを基本としている。季節ごとの衣類は本人の好みに沿って職員と一緒に選び、通学に必要な自転車も好みを大切に購入されている。男子のハウスでは職員によって洗濯された下着類が、リビングに置かれた個々人のバスケットに入れられており、必要に応じて本人が自室に持ち帰ることになっていた。少々雑然とした雰囲気はあるが、他児との共有物を無くし、個人所有とする支援が行われていた。	

② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
【コメント】 「親と親族に代わって子どもの生きた証を残そう」という方針を立て、アルバム委員会を設置し、一人ひとりの成長記録に取り組んでいる。各ハウスがカメラを所有し、子どもの日常生活やイベント時等、職員が気をつけて写真を撮り、記録に残す取り組みを行い、退園時にアルバムやDVDにして渡すことにしている。写真はパソコン内に保管されているが、アルバムとして整理し、子どもが何時でも見ることが出来、職員と一緒に振り返ることが出来る状態にまでは完成していないように窺えた。子どもの成長に空白が生じないように、記録の充実に向けて更なる取組を期待したい。	
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応	
① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】 各ハウスでの動静は、翌朝の朝礼で報告され、全職員で共有されると共に、毎月のケア・ケース会議でも報告されている。子どもが火遊びをした事例では、園長が担当職員に対して、事例が起きた要因と、子どもの育ちの背景を十分に理解して対応することの重要性を指導している。また、事件後、当該子どもと担当職員との関係が悪化することなく修復できるように心理士の支援も活用している。また、子どもには心理面接を通して行動上の問題が改善されるように適切な支援に努めている。	
② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】 各ハウスはハウスマネジャーによって職員の配置・勤務形態等の管理が行われている。職員と子どもは、共にCAP(児童虐待防止)を学び、日頃から他人に対する配慮の気持が育成され暴力やいじめなどが生じないように取り組んでいる。平成28年から「暴力・暴言ゼロ」を標語として掲げ職員が模範となるよう努力している。	
③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】 入所時にパンフレットを使用し、面会・帰省等に関する説明を行っている。また、面会はハウスでは行わず定められた場所で実施することとしている。保護者からの強引な引取りの可能性がある場合には、園長を中心に対処策を図り職員間の周知徹底に努めている。児童相談所との連携を密に緊急時は警察に連絡することとしている。	
(9) 心理的ケア	
① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】 入所受入れの日は、児童相談所職員との打ち合わせに心理士も同席して心理的支援が必要とされる子どもの状況把握を行っている。フェースシートや子どものニーズに基づき心理支援計画が策定され支援が実施されている。心理士は、ケース・ケア会議に毎回参加し、職員へのアドバイスや、子どもの状況に応じて心理面接を実施して支援を行っている。子どもへの対応について不安な時は、心理士に相談する環境が整備されており、職員の支えとなっている。心理療法室「いこいの部屋」が設置されている。	
(10) 学習・進学支援、進路支援等	
① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 リビングはゆっくりとした広さが確保されており、小学生は毎帰園後、リビングで職員に見守られながら宿題を済ますことが多いように窺えた。個室には勉強机が置かれていると共に、高学年の子どもには集中して勉強できるように事務室の横に静かな学習室が設けられ、個別対応職員や、大学生・元中学校校長等のボランティアによる支援もあり、学力強化が実施されている。希望に沿って外部の塾に通うことも支援されている。学力が低い子どもについては、心理士が能力査定を行い、能力に応じて特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>【コメント】園は、理念に基づく指導方針の後半に「各個人の個性を伸ばし教養を高め正常な社会人となるよう育成指導する」と表明している。高校2年生の時に将来を見据えた自己決定ができるように就職・進学目標を定めるように支援している。今年度から職業指導員を配置し、より早い時期から多くの経験・体験を通して一人ひとり子供の興味を把握し、自分の能力を活かし進路を決定出来るような支援に取り組み始めている。ペットショップの職場体験、ヤクルト工場・明太子工場の見学等、様々な職場で働く社会人の姿に触れることで、進路決定に多くの幅があることを知って自己決定に繋げることが出来るような取り組みが始められている。今後、職業指導員が他職種と連携し、進路の自己決定支援に更に取り組み、効果が出ることを期待したい。</p>	
③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】園長は、アルバイトを通じた社会経験の拡大を支援しており、職種を限定することなく本人の興味に沿ったアルバイトへの挑戦を応援している。パン屋でパンを焼いたり、うどん屋で皿洗いをしたり、将来居酒屋の経営を目指す高校生が、お食事処で働いたり、子ども達は其々の興味に沿って挑戦している。これらのアルバイトを通して言葉遣いや、マナー等に成長の成果も見られている。「愛隣園応援団」と称するボランティア団体からは、地域の仕事を子どもたちに紹介して頂いている。今後は、職業指導員の活躍により実習先や体験先が更に多様になり、社会経験の拡大になることが期待される。</p>	
(11) 施設と家族との信頼関係づくり	
① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>【コメント】家庭支援専門相談員（FSW）を施設の窓口として家族関係調整や相談受付を行う体制が整備されている。子どもの生活に対する意見や要望等はFSWが聞き取り関係する職員と情報を共有して対応している。子どもの引き取りを希望する親には、家庭復帰までに必要とされる過程等を説明し理解を得ることに努めている。FSWの活動記録は、担当者だけでなく他職員とも共有できるように記録内容の充実を期待したい。</p>	
(12) 親子関係の再構築支援	
① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】親との面会や、外出・一時帰宅を実施する前に、家庭支援専門相談員が家庭訪問を行い受入れ環境を確認し、児童相談所と密接に連携をとり実施している。外出・外泊後、帰園した子どもの様子、家庭での過ごし方等を検討し、次の支援に繋げ再構築のために取り組んでいる。本年10月に敷地内建物を改造して親子生活訓練室が整備されており、家族交流に活用されることが期待できる。</p>	
(13) スーパービジョン体制	
① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】スーパービジョン体制が不安定のように窺えた。職員が子どもの問題を抱え込みバーンアウトしたり、被措置児童への虐待が起きないような環境整備を確立するためにも明確なスーパービジョン体制が必要と思われる。ケース報告会を年に3回開催し、ケア困難なケースについて外部専門家によるスーパービジョンを受ける研修は実施されている。ただ、自己評価から多くの職員がスーパービジョンについて不安を持っているように窺えた。</p>	